

## 関係する根拠規定、参考文献等

<p>5</p> <p>現行運用に対する社会保険審査会の見解</p> <p>裁決例による社会保険法</p>	<p>社会保険審査会は、既に、平成8年に、裁定前に支分権の消滅時効が進行するとする<u>国や審査会が認めてきたその考え方を自ら否定</u>(裁決例による社会保険法73頁右欄下2列目から74頁左欄7行目)して、現在においても、<u>裁定前には支分権の消滅時効は進行しない</u>という考え方(平成25年審査会裁決6頁1行目から2行目、7頁13行目から17行目)を採っている。</p> <p>「長期間が経過した支分権についてまで無条件に支払を認めるのは適当でない」(裁決例による社会保険法74頁16行目)</p> <p>この国の運用を、特別の法律に基づかない行政措置(裁決例による社会保険法74頁9行目)と位置付け、審査会もこの行政措置を妥当なもの判断している。</p>
<p>6</p> <p>5年間遡及</p> <p>昭和45年9月10日付け内簡</p>	<p>「よって、今後、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金給付の基本権については、請求者が時効完成前に裁定請求を行った旨または行うことができ得なかった旨を申立てた書面が添付されているものについては、それが宥恕すべきものであるとして、<b>時効の援用をしないこととしました。ただし、年金の支払は、裁定請求書を受付けたときから5年間そ及するにとどまるものです。</b>」</p>
<p>7</p> <p>行服法の「行政庁の処分」</p> <p>最高裁判例</p>	<p>「行服法の「行政庁の処分」については、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されている」(最高裁昭和37年(オ)第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁)</p>
<p>8</p> <p>時効援用の要否</p> <p>衆議院質問主意書</p> <p>答弁書</p>	<p>「国民年金法の改正において、会計法第31条の規定を適用しないこととされたことから、民法の規定に基づき、個別の事情を勘案して時効援用を行うかどうかを判断することとなる。」</p> <p>平成20年11月25日提出 質問第2778号 提出者 長妻昭 年金申請遅れによる時効撤廃に関する質問主意書</p> <p>平成20年12月5日受領 答弁第2778号 内閣総理大臣 麻生太郎 長妻昭君提出年金申請遅れによる時効撤廃に関する質問に対する答弁書</p> <p>同趣旨の質問主意書、答弁書は、参議院においても平成20年6月に辻泰弘議員によって出されている。回答は、同趣旨「これにより、これらの権利の発生から5年を経過したときに、個別に時効の援用を行った場合に限り、当該権利が時効消滅することとされたものである。」である。</p>
<p>9</p> <p>全部支給・全部不支給</p> <p>東北大学准教授 岳さやか 東京大学労働法研究会</p>	<p>労働判例研究 1226 公的年金の支分権の消滅時効の起算点 障害基礎年金支給請求事件 III 結論における妥当性</p> <p>「こうした結果をもたらす本判決の解釈は、支分権につき全部支給か全部不支給かという選択肢のみを与えるため、上述のような従来の行政実務が行ってきた柔軟な中間的解釈の可能性を排除してしまうこととなる。」</p> <p>ジュリスト No.1467 2014年5月</p>
<p>10</p> <p>障害年金に係る最高裁判例</p>	<p>身体(左下腿切断)の障害についてはあるが、平成29年10月17日に最高裁第三小法廷からほとんどの下級審判決同様の判決理由が述べられ、原告側の請求が棄却された。</p>

<p>精神の障害については、前提条件が当て嵌まらない</p>	<p>判決理由の要点 「その時効は、権利を行使することができる時から進行するところ、…」</p> <p>「しかしながら、障害年金を受ける権利の発生要件やその支給時期、金額等については、厚生年金保険法に明確に規定が設けられており、裁定は、受給権者の請求に基づいて上記発生要件の存否等を公権的に確認するものにすぎないのであって、受給権者は、裁定請求をすることにより、同法の定めるところに従った内容の裁定を受けて障害年金の支給を受けられることとなるなであるから、…」</p> <p>「上記支分権の消滅時効は、当該障害年金に係る裁定を受ける前であっても、厚生年金保険法 36 条所定の支払期が到来した時から進行するものと解するのが相当である。」</p> <p>本件の第一審判決では、「原告が障害年金の裁定請求をした平成 23 年 6 月 30 日までに、その本来の各支払期日から 5 年を経過していたため、<b>支分権たる受給権の消滅時効の起算点はその本来の各支払期日である限り</b>、その権利は時効によって消滅しており、…」と説示され、裁判官が国の主張する支払期月の正当性について疑問を持っていたことが推認される。その点について、高裁でも最高裁でも議論されていない。</p> <p>平成 29 年最高裁判決を下した 5 名の判事には平成 30 年 10 月 5 日付けで訴追請求状が提出されている。過去の事例から考えると、この弾効裁判で最高裁判事が罷免させられるとは思わないが、訴追請求状が提出されていること自体が、それほど矛盾を含んだ判決であるという意味で大問題である。</p>
<p>11</p> <p>時効援用しない事務処理誤り認定基準 年管発 0907 第 6 号</p> <p>別紙</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受付時の書類管理誤り</li> <li>2 確認又は決定誤り</li> <li>3 未処理又は処理の遅延</li> <li>4 入力誤り</li> <li>5 通知の作成誤り</li> <li>6 誤送付又は誤送信</li> <li>7 説明誤り</li> </ol> <p>機構若しくは市町村の窓口若しくは<b>電話等における制度の説明誤り及び説明漏れ</b>、又は請求書等の作成若しくは添付に係る指示誤りを行った<b>事実が確認できる場合</b>であって、受給権者の責に帰すべき事由が認められない場合。ただし、市区町村が行った説明については、国民年金法に基づく法定受託事務を執り行う過程で行ったものに限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 受理後の書類管理誤り</li> </ol>
<p>(参考)</p> <p>老齢年金について現行運用が許される事情について</p> <p>老齢年金と障害年金との法制及び運用実態の違い</p>	<p><b>(参考:老齢年金について権利の混同が許されるのは別の事由によること)</b> <b>国の失権防止に係る相応の努力について</b></p> <p>老齢年金については、支給開始年齢の誕生日 3 カ月前に請求用紙が送られて来る。また、納付月数が 300 月未満の方には、他にカラ期間が無いかどうかの確認ハガキが来る。或いは、300 月に達していても、基礎年金のみで 65 歳からしか手続きできない場合は、その旨を明記した通知が届く。かつ、70 歳到達に至ってもなお請求書が提出されていない方については、「お知らせの手紙」が送付されて来る。</p> <p><b>老齢年金について例外が許される事情</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険事故自体の存在及び発生時期の客観性</li> <li>② 裁定請求すれば 100%受給に結びつくこと、及び</li> <li>③ 国が上記のとおり失権防止に相応の努力をしていること</li> </ol> <p>(提言者の考察)</p>

以上